

【書評論文】

「曖昧な制度」とは何か

——加藤弘之『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』を読んで——

中兼 和津次

1. 昨今、数多の中国（経済）関係書が出版されているが、新しい視点や枠組みを提示してくれるものはそれほど多くはない。中国関係となると、得てして悲観論、さらには脅威論や崩壊論が幅を利かす傾向にある。確かに中国はさまざまな困難に直面しており、また国内、国外ともに、政治、経済、外交、さらには文化の面でも課題は山積し、ますますその課題は大きなものになってきている。しかし、なぜ中国は今日まで成長できたのだろうか、さらに大局的に見れば、少なくともこれまで長期にわたって中国はなぜ政治的、社会的に「安定」（その意味については後述）してきたのだろうか？こうした疑問を氾濫する中国脅威論や崩壊論は解き明かそうとしない。中国台頭（崛起）が終焉を迎えたのか、あるいは迎えるのは言うまでもない。年率10%を越す高度成長が数十年も続くはずがない。しかし、中国の台頭が決して短期的なものではなく、長期的、あるいは超長期的に見て現実のものになった今日、その台頭と長期にわたる成長のメカニズムを冷静に、論理的に説明することが中国研究者に求められている。そうした中で、加藤弘之氏（以下、著者と呼ぶ）の手による本書は「中国の体制や発展に関して、こうした把握と理解の仕方があるのか！」と、読者を啓発させてくれる数少ない啓蒙書の1つである。本書には奇をてらうユニークさはない。そもそも柏祐賢「包（パオ）」（請負制）論との出会いから始まった、この数年にわたる思索の結果である。

2. 本書はいわゆる学術書ではない。高度な統計分析があるわけでもなく、理論モデルを用

いた演繹的叙述があるわけでもない。むしろ1種の思想の書であり、啓蒙の書である。また本書は狭い意味での経済学書ではなく、むしろ中国現代史の書である。そこで、各章の内容を1つ1つ紹介し、最後に疑問点やコメントを付けるといった通常の手紙ではなく、著者の思想、あるいは着想に焦点を当てながら、また本書の主要部分を紹介しつつ、むしろこの本に啓発された評者のコメント、一部は批判的コメントを中心に議論を展開していくことにしよう。

さらに付け加えていえば、ここでは著者の意図を評者なりに汲み取り、整理し、あるいは再解釈し、時には拡張することによって、評者の議論を組み直していくことにしよう。敢えて言えば、これはある種の「編曲」作業といえる。以下でも指摘するが、著者のロジックと叙述には所によって分かりにくく、時にはどう見ても整合性の取れない箇所があり、それを評者なりに修正（音楽に例えれば編曲）することによって、この「作曲家」の主題（テーマ）とモチーフをより鮮明に浮かび上がらせようという作業である¹。

3. 現代中国には定説や通念では説明できない、あるいは説明しにくいいくつかの「パズル」やパラドックス（逆説）がある。たとえば、1) 経済発展が進めば次第に民主化していくはずなのに、なぜ独裁体制が維持されているのだら

1 いうまでもないが、これはあくまでも編曲であって、「偏曲」したつもりはない。この編曲作業の結果、本書という音楽作品は一層輝きを増したと評者は確信しているが、著者並びに読者はどう見るだろうか。

うか。言い換えれば市場化は独裁制と両立困難 (incompatible) なはずなのに、なぜ長期にわたって一党独裁体制が続いているのだろうか？² ロ) 所得がかくも不平等化してしまったのに、どうして (これまで) 社会は総体的に見れば「安定していた」のだろうか？確かに農民暴動やストライキといった市民と国家権力間の紛争はあったし、むしろ急増さえしている。しかしこれにより政権が傾くような事態は今日まで起こっていない。期待と願望とは別に、あの独裁政権がアラブの春のように瓦解する兆候は見えない。ハ) あるいは、腐敗がかくも深刻化してきたのに、どうして高成長を遂げられたのだろうか？多くの実証研究が明らかにしているように、腐敗は経済成長の障害ではないか。さらに、ニ) 法治の伝統がなく、制度化を十分伴わない中国で、なぜ長期にわたって市場化による高成長が実現できたのだろうか？経済発展の歴史は近代化の歴史であり、市場化と制度化は相伴って進んできたのではないか、等々。

これらがどうしてパズルとかパラドックスとかいわれるのかといえば、従来の近代化論や「正統派経済学 (あるいは政治学)」では説明できない現象だからである。もちろん、こういうこともできよう。つまり、いままでは近代化論や正統派社会科学は確かに中国の現実に当てはまらなかったかもしれない、しかし、遠からず中国は歴史の「しっぺ返し」を受け、これまで蓄積されていた巨大な矛盾のマグマが噴出し、その社会と政治は大混乱に陥るのだ、と。しかし、どう見ても中国というこの活火山はそう簡

2 「ノーベル経済学賞の歴代受賞者が絶賛する全米ベストセラー」であるアセモグル・ロビンソン (2013) はこう指摘している。「包括的な経済制度 (市場制度——引用者) が収奪的な政治制度を支持したり、指示されたりすることはない。それは、権力を握る一部の利害関係者の利益のために収奪的な経済制度に変化するか、それによって生み出される経済的活力が収奪的な政治制度を揺さぶり、包括的な政治制度 (民主主体制——引用者) の出現に道を開くかのどちらかなのだ」(同書上巻, 125ページ)。

単に大爆発し、「大崩壊」しそうもない³。それは一体なぜなのか、この大きな疑問に答えるためにも先に挙げたパズルを、全てとはいわず、その一部でも解く必要があるはずである。

こうしたパズルに対しては、これまでもさまざまな仮説が用意され、また研究もなされてきた。たとえば、ワイツマンとシュイは、近代的法律がなくとも中国の郷鎮企業が出現、発展できたのは、信頼 (trust) を基礎とする伝統的文化や共同体が農村にあったからだという (Weitzman and Xu 1994)。同様に文化的要因を強調するものとして Allen et al. (2005) がある。彼らは、法や金融制度が発達しているとはいえない中国がなぜ高成長を遂げているのか、その理由の1つとして挙げるのが法に代わる代替的金融・ガバナンスメカニズムとしての評判と関係 (reputation and relationships)、あるいは儒教に裏付けられた高い社会的信頼 (high social trust) である。しかし、伝統とか文化に発展の基本的要因を求めるのにはどうしても躊躇せざるをえない。それは「最後の拠り所 (the last resort)」ではなかろうか。他にもっと積極的な社会科学的説明はないのだろうか？

4. 著者はこうしたパズルに対して文化や伝統一般ではなく、またワイツマンたちやアレンらいう信頼や共同意識ではなく、むしろ中国社会に根強く生き続けるある種の実質、著者のいう「中国的なもの」に解くカギを見出す。それが本書における中心的鍵概念である「曖昧な制度」である。この「曖昧さ」こそが現代中国のあれこれのパズルを解く重要なカギだと著者はいう。中国は曖昧な制度に満ち溢れ、そうであるがゆえに発展できたし、他方そのために大きな困難に見舞われている。これこそが著者が本書で展開しようとした中心的テーマであり、また仮説でもある。本書には中国のグローバル経

3 ホワイトは、このことを「社会的火山 (social volcano) の神話」と名付けた。Whyte (2010) 参照。所得の不平等が即社会的不安定性につながるわけではないことについては、中兼 (2012) 第7章。

済化を取り上げた第7章「中国全球化のインパクト」や、中国モデル（模式）を論じた第8勝「中国モデルと『曖昧な制度』」、さらに日本と中国の関係を考えた第9章「日本は中国とどう向き合うべきか」といった、広範囲な考察が含まれているが、ここでは本書で取り上げられている「曖昧な制度」⁴に焦点を当てて著者の議論を整理し、その意味と含意を評者なりに捉え直し、その制度と成長との関係を中心に著者の発想やそこに潜んでいる問題点について考えてみることにしよう。

5. 著者の立論の出発点は、上述したように柏祐賢「包（パオ）」概念である。柏は伝統中国がさまざまな形の包制度に「包まれている」と捉えた。「人と人との間の取引的営みの不確実性を、第三の人をその間に入れて請け負わしめ、確定化しようとする」のがこの包の論理である（本書73ページ）。この包が重層的に中国社会に構造化され、経済のみならず社会のあらゆる分野で作用している。このことから分かるように、包は不確実な環境の中で請負関係を基にした取引費用節約手段の1つである。周知のように、この制度が伝統中国から現代中国へと引き継がれ、農業の戸別請負制や財政や企業の請負（承包）制へと展開されていった。ただし、異なった制度的環境の下で、柏が捉えたような「停滞」の要因としてではなく、逆に発展の動力として、である。

著者はこの包こそ「曖昧な制度」だという。なぜかといえば、「柏の『包』の倫理規律については、上下の命令系統や横向きの契約内容をあえて明確にせず、ある種の『曖昧さ』を残すこ

とにより、より効果的に制度運営をはかろうとする顕著な傾向を意味する」（77ページ）からである。すなわち、ここでいわれているのは、請負や委託といった取引形態そのものが曖昧なのではなく、請負の仕方が不明確で曖昧だということである。

確かに、不確実な環境の中で厳格な（rigid）な契約を結び、履行しようとする、契約当事者の一方に大きなリスクを負わせることになり、契約自体履行できない可能性が出てくる。これは小作契約における刈り分け（ないしは分益）小作制（share cropping）、あるいは定率小作制にも妥当する。リスクが比較的大きい場合、刈り分け小作の方が地主と小作人との間とリスクを「分け合う」ことができるが、定額小作の場合、リスクは小作人が一方的に負うことになる。そうした面からいえば、速水や菊池のいうように、この制度は合理的な契約の方法であり、換言すれば刈り分け小作制度そのものが「曖昧」なわけではない（Hayami and Kikuchi 1981）。

この制度にもし曖昧さがあるとすれば、モニタリング（監視）の面であろう。つまり、小作人が収穫高を偽り、実際よりも少なめに申告すると、地主の取り分は本来得べきものよりも少なくなる。これを防ぐには地主が実際の収量を監視していなければならない。定額小作制の場合、こうした監視費用はゼロである。しかし、実際にはこの種のモニタリング問題は農村において容易に発生しそうなもの。というのは、土地が相対的に稀少な状況の下で（それゆえ小作制度が存在する）、小作人がいったんこうした不正行為を行えば、それが発覚したとき、次の期に地主と小作契約を結ばなくなるからである。伝統的な村コミュニティの中でそうしたことは起こりにくい。他方、狭い意味での監視費用以外の取引費用、たとえば収穫量や質の判定に関わる費用を刈り分け小作制は節約できるメリットがある⁵。

4 「曖昧な制度」を英訳すれば vague institutions になるだろうが、vague には「意味不明な、理解しがたい」という意味が込められている。他方、似たような表現に opaque があるが、これは「不透明な」という意味であり、本書で著者の趣旨を表す適切な英語表現はどうもなさそうである。もっとも、近代化論者から見れば、中国の曖昧な制度は意味不明、不可解で、不透明なものに映るに違いない。

5 刈り分け小作制もさまざまなタイプがあるようだが、たとえば収穫後地主の庭先に小作人が

請負契約は必ずしも文字どおりの意味で「曖昧な」わけではない。伝統中国農村では定率、定額小作制が併存していたが、定額制の場合だけ契約がきちんとしていて、定率小作制の場合契約内容が曖昧模糊、不明確だったわけではない。農業労働の雇用契約の場合もそうだが、書面による契約ではないものの、個々の待遇や条件は雇用主（あるいは仲介人）と労働者との間では明確に取り交わされていた。ということは、柏のいう包は契約として曖昧だったというよりは、請負というリスク分散の一つの手段として有効だった、ということを示唆している。これは、著者も指摘しているとおり、不確実な環境の中で有効な手段だった。それでは不確実性が軽減された改革開放後の中国でなぜ請負制が復活し、多用されるようになったのだろうか？これについては後ほど触れることにする。

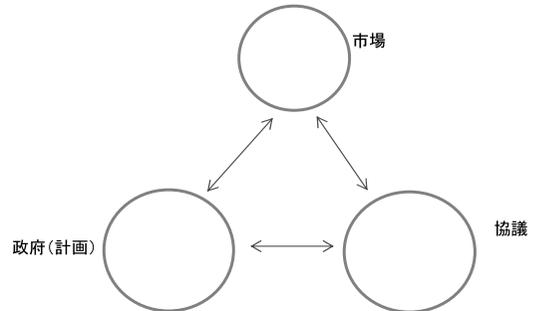
6. 著者は、中国の「曖昧な制度」の重要な一部としてホワンの議論からヒントを得て、「第三領域」にも注目する。これは「国家でも社会でもない、市場でもない、計画でもない曖昧な領域」のことである（42ページ）。曖昧であるかどうかは別にして、似たような第三領域論は体制論においても、開発論においてもこれまであった。たとえば、岩田昌征の「第三メカニズム」＝協議メカニズム論や（岩田1983）、速水佑次郎の「コミュニティ」論がそうである（速水1995）⁶。これは図1のような三元論と

全ての収穫物を運び込み、地主の前で契約した比率で作物を分割すれば、（現物）定額小作制に比べて小作人による不正、たとえば質の悪い作物だけを契約量納めるといった不正を防止できる。無論現金による定額制（金納制）の場合、そうした問題は発生しない。

6 岩田は、比較社会主義経済体制論の枠組みとして、市場と計画の二元論ではなく、協議メカニズムという第3のシステムの必要性を強調した。彼によれば、市場を基本とする体制が資本主義、計画を基本とする体制が集権制社会主義、そして協議を主体とする体制がユーゴスラヴィアの自主管理型社会主義だという。他方、速水は市場と政府の他にコミュニティを経済開発の主たるメカニズムと考えた。

して解釈できる。速水のコミュニティ論は岩田の協議メカニズムをコミュニティに置き換えればいい。ここでは3つのシステムが相互に独立し、かつ影響し合っている。彼らはいわゆる市場か政府か、市場か計画かといった二元論を超えて、これまで無視されてきた第三領域の重要性を強調してきた。

図1 3つの経済メカニズム（岩田昌征）

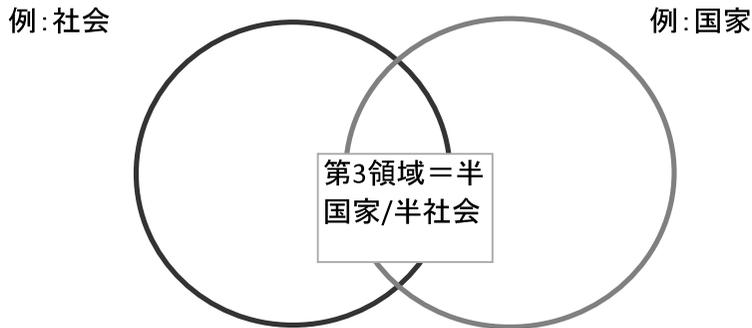


（出所）岩田（1983）

しかし、これでは著者の本意に適っているとはいえない。著者は、2つのシステムが重なる領域こそが曖昧さの本質だと捉える。「われわれの観点からすれば・・・2つの領域が重なる部分が多いほど、『曖昧さ』の持つ優位性が発揮できる領域が大きい」（38ページ）。つまり、毛里和子のいう「三元構造」により中国の制度としての曖昧さが捉えられると考える（毛里2000）。いま国家と社会という2つのシステム（領域）を例に取れば、図2のように、両者が重なる領域＝第3領域（半国家/半社会）こそが曖昧領域なのである。

とはいえ、著者は必ずしも図1のような捉え方を捨てていないわけではない。たとえば、「国有でも民営でもない企業・・・は、曖昧な制度を具現化している存在である」（252ページ、ゴチックは評者）とか、「公でも私でもない『第三領域』を設定する中国流の思考法・・・」（264ページ、同）といった表現にそうした理解の仕方が表れている。そうなると、図1のように異なるシステムが分離している場合と、図2のように共有している場合の両者を整合する捉え方が求められてくる。

図2 三元論 (毛里和子)



(出所) 毛里 (2000) をもとに筆者作成。

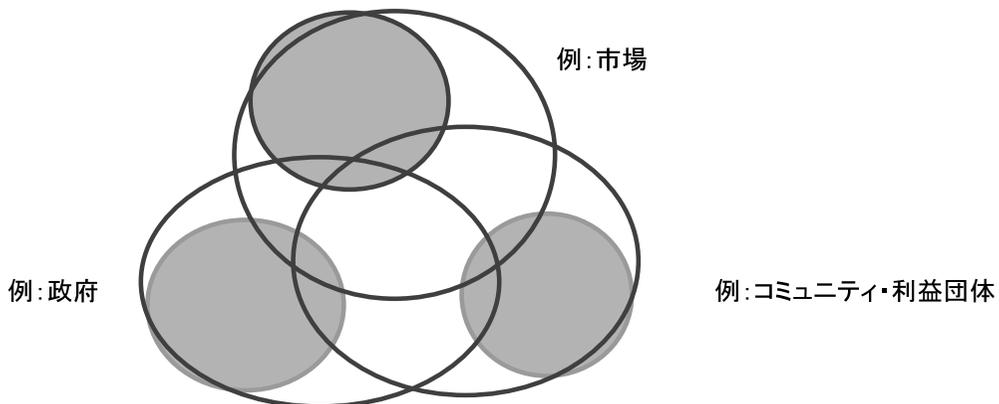
語感からすると、またわれわれの常識的理解に立てば、「曖昧さ」は著者の言うとおりで、どちらかといえば、「Aでもなく、Bでもない」システム(領域)よりも、「Aでもあり、Bでもある」システム(領域)にこそ「本領を發揮する」。しかし、それだけでは著者のいう曖昧な制度は文字どおり「曖昧」である。図2の理解に立ち、かつ図1の要素を入れるとなると、図3のような構造が考えられる。ここで3つのシステムは制度化された(堅い)部分(図の塗りつぶした部分)と、制度化されない(柔らかい)部分(塗りつぶされていない部分)の二重構造になっており、ある領域の持つ曖昧さとは、かくして1)他の領域に進入(重合)していることと、2)制度化されていないこと、この両方の要因から発生することになる。たとえば元来の郷鎮企業は「国有でも私営でもない」集団のもの

だったが、私営(市場)が非制度的に集団所有の領域に入り込み(例:紅帽企業)、集団は私営の力を借りて発展していった。この場合、集団と私営とが重なり合い、同時に両者の非制度化部分がその重なり合いを強化していった。同じように、政府の非制度化部分が制度化された市場の領域にまで食い込み、たとえば裏からコントロールすることによって実質的に政府が市場のある部分を支配することもある。

このように捉えてこそ、本書の中心テーマである制度の曖昧さが成長というダイナミズムを生み出すメカニズムを理解できるのではなかろうか。それは次に述べる腐敗の問題と重なってくる。

著者は「曖昧な制度」の特徴を(1)組織の曖昧さ、(2)責任の曖昧さ、(3)ルールの曖昧さ、(4)目標モデルの曖昧さの4点として捉え、か

図3 曖昧な領域を伴った3つのメカニズム



(出所) 筆者作成。

つ「この4つの特徴は『曖昧な制度』の定義として不十分であり、そこにはなお多くの『曖昧さ』が残る」と告白する(44ページ)。しかし、こうした羅列的な表記こそ「曖昧さ」の元であり、読者を困惑させる原因の1つとなっている。図3のような理解こそ、著者の意図を明瞭、かつ正確に表現しているのではなかろうか。事実、著者は「近代化、あるいはその別の表現である制度化の遅れがもたらす『曖昧さ』と、中国独自の制度的特徴としての『曖昧さ』とを判然と区別することが困難だから」曖昧な制度を定義することが難しいという(同)。つまり、図3に則って言えば、非制度化部分と領域重合の両者から曖昧さが生まれていることを著者も実際認めている。多くの場合両者は確かに混在しているが、それを区別することは難しくはない。難しいのは、どちらが原因でどちらが結果であるかを判別することであろう。一般には、非制度化が原因で、領域重合が結果になるように思われる⁷。

7. 著者は腐敗を曖昧な制度から生まれた現象として注目する(第6章)。中国においてますます猖獗を極める腐敗、大衆の怨嗟的になっている腐敗、都市の普通の庶民にも広く普及してきた「灰色収入」、他方それにもかかわらず、あるいはそれを利用しての経済の高成長、このパラドックスはどう解けばいいのだろうか? というまでもなく周知のレフ・ハンチントン仮説、つまりある程度の腐敗は成長の潤滑油だとする腐敗有用論からすれば、このパラドックスは簡単に解くことができる。つまり、中国は腐敗しているからこそ成長できたのだ、腐敗は成長の栄養源なのだ、と主張することができよう。しかし世界を対象にした多くの実証研究の結果はこの仮説にほとんど否定的である(中兼2010)。言い換えれば、一般的趨勢としては、

近代化論を信じるかどうかは別にして、発展とともに腐敗は減少し、逆に腐敗がひどくなればなるほど成長は抑制され、発展は遅れることになる。

このパラドックスに対する単純な説明は次のうちのどちらか、あるいは両方ではなかろうか。a) いま国別の所得水準と腐敗水準との関係を図示すれば、所得水準が上がるにしたがって腐敗水準は低下する(レフ・ハンチントン仮説の否定)。しかし、これはあくまでも一般的趨勢であって、その趨勢に沿わない国(outliers)も存在する。中国はそうした「外れ値」の1つである。b) 発展の初期段階にはこの仮説は妥当するが、ある段階から当てはまらなくなり、全体を見れば統計的に否定的結果が得られる(図4参照)。ここでは、レフ・ハンチントン仮説(図の点線)と一般的趨勢(同じく実線)とが同時に妥当する、言い換えれば、腐敗の「逆U字関係」が存在し、中国はいままさに腐敗と発展、あるいは成長とが相互促進的段階にある。

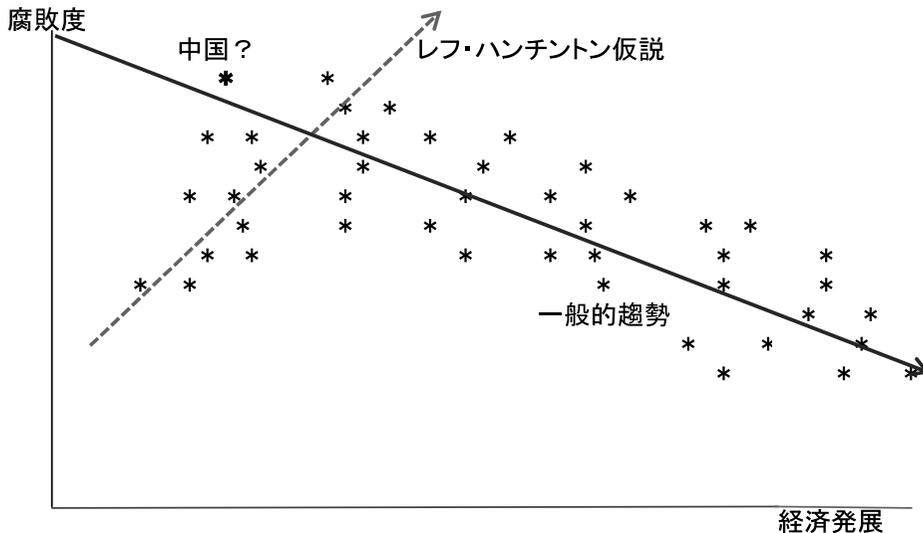
無論、図4は仮想的な関係を描いたものであり、現実そのものではない。しかし、こうした「腐敗の逆U字仮説」は現実にもそれなりに説得力がありそうである。たとえばウィーデマンは腐敗の認知指数(CPI: corruption perception index)としてよく知られるTransparency InternationalのCPIを用いて、各国のCPIと成長率との関係をグラフに描き、弱ながらも腐敗度と成長率との間に逆U字的関係があることを見出している(Wedeman2012)。そこでは中国が外れ値として扱われている。しかし彼は統計的に検定を行ったわけではなかった⁸。

そこでInternational Country Risk Guideを用いて世界71カ国の腐敗と経済成長との関係を回帰分析したのがアーマドたちである。彼らによれば、腐敗と成長との間には確かに統計的に有意な逆U字関係があり、ある段階以上に腐敗が改善されれば成長率は低下する傾向があると

7 腐敗を例にとって考えてみよう。腐敗(たとえば収賄)は公と私接触することから生まれるが、その原因の1つが役人の裁量権が異常に大きい(つまり制度化が不十分)ことである。

8 Wedeman (2012) p.178 Figure 7.1 参照。彼はいくつかの国を外れ値として除外している。

図4 腐敗と経済発展との逆U字型関係



(注) これはあくまでも仮想的な概念図である。*は国あるいは地域を示す。
(出所) 筆者作成。

いう。逆に言えば、ある段階までは腐敗の進展は成長率を高めることになる (Ahmad et al. 2012)。あるいは、成長率ではないが、中国の省レベルのマクロ・パネルデータを用いた実証研究によれば、所得不平等と腐敗との間には1種の逆U字型関係が見られるという (呉・芮2013)。すなわち、腐敗が所得不平等にいかなる影響を与えているのか、制度が比較的整った東部と比較的遅れている内陸部に分けて分析すると、前者では有意な関係が見られず、後者では逆U字型の関係が見出せるという。こうした事実発見は、腐敗と成長との間にもある種の逆U字型関係がある (かも知れない) ことを暗示していそうである⁹。もしこのロジックが成り立つなら、

9 それは、次のようなロジックから導ける。いまクズネットの逆U字仮説が成立すると、所得水準と所得不平等の間に逆U字型関係が存在する。したがって、腐敗と不平等の間に逆U字型関係があるなら、腐敗と所得水準の間にも (因果関係は別にして) 逆U字型関係が成立する。所得水準と成長との間には内生成長論がいうようなある種の反比例的関係が見られる (所得水準が高ま

レフ・ハンチントン仮説は部分的に妥当することになる。

それではなぜ腐敗が部分的にせよ成長に有用なのだろうか? 賄賂や袖の下が「潤滑油」として取引を円滑にするからだ、というのが単純明快なミクロ的な解釈であるが、マクロ的にいえば腐敗に要した費用 (そこには賄賂の額ばかりではなく、警察や検察などによる摘発費用も含まれる) が成長の成果、あるいはGDPの増加額以下になっているからに他ならない。しかし、そうした「腐敗の経済学」はいずれ破綻する。すなわち、中国においても腐敗の費用は成長の成果をいつかは上回るか、もしかするとすでに上回っているかも知れない。

8. 国有企業にも曖昧な制度が見られる (第4章)。中国では国有と民営とが併存、共存している「混合所有制」の下で、「国進民退」といわれるほど国有部門が2000年代初期から息を吹

ると成長率は一般に低下する)。それゆえ、腐敗と不平等の間に逆U字型関係があるなら、腐敗と成長率の間にも逆U字型関係が存在する。

き返し、国有企業のシェアは低下してきているものの、その存在は依然として大きい。国有と民営が図2のように併存していることから、この状態は著者のいう意味で「曖昧である」。

それではなぜこの状態が高成長を生み出したのだろうか？著者の解釈は「国有企業はむしろ民営企業の行動原理に近い」行動を取るからだという（111ページ）。両者が重なり合うほど近いと、「朱に交われれば赤くなる」からだといえようか。図2に即して言えば、2つの異なる所有制企業が重なり合う領域が生まれている。そのうえ、図3のように非制度化領域が拡大していけば、そこに上述した腐敗や不正のメカニズムも働くだろう。かくして国有企業が民営企業と同様の行動様式を取れば、正統派経済学で国有企業を解釈でき、それに加えて「自由闊達な」空間が与えられるわけであるから、この部門が経済の核心に、主流にあったとしても国民経済全体の成長に積極的に寄与することになる。しかし、今後とも国有制は市場制度と両立可能なのだろうか？

著者はこう指摘する。「法治の確立と強化を通じて国有と民営との平等な競争条件を整えることは、市場秩序の確立という面できわめて重要である。民営化を急がなくても健全な市場競争が確保できるわけだから、混合体制のデメリットはかなりの程度緩和できる」（118ページ）。

この指摘から次のような含意がロジカルに導けそうである。まず、法治の確立と強化とは制度化を進めることと同義であるから、再び図3に照らしていえば2つの所有制領域は重なるけれども非制度化部分がなくなり、図2のようになる。つまり著者のいう「曖昧な制度」の一部が消滅することになる。言い換えれば、企業における「曖昧な制度」とは、後にも述べるように一時的、過渡的なものに過ぎないことを含意している。もう一点。この議論は、かつての国有企業改革における林毅夫たち「市場化論」のロジックを彷彿とさせる（林ほか1999）。つまり民営化よりも、あるいは所有制の改革よりも

市場化の推進こそが国有企業のガバナンスにとって大事なのだと彼らは主張し、所有制改革の重要性を説く張維迎たちと鋭く対立してきた。しかし、市場化さえ貫徹していけば国有企業の民営化は不要なのだろうか？極端に言えば、毛沢東時代のように全ての企業が国有だったとしても、市場という環境を用意さえすれば、企業は効率的に運営され、高い成長率は確保されるのだろうか？どうもそうではなさそうである。市場に親和的（friendly）な所有制とはやはり私有制である。なぜなら、所有権の移転（交換）が容易に行われるのは私有制だからである。

9. 中央と地方との関係においても「曖昧な制度」が見られる（第5章）。中国の中央・地方間には、すでに取り上げた財政の請負関係が見られたが、磯部靖の言葉を引きながら（磯部2008）、「この体制では、中央指導部が地方分権の方針を決定しても、中央政府各部門の抵抗によって権限が『委任』されなかったり、いったん『委任』された権限が恣意的に回収されてしまったりする事態が起こり得る」曖昧な関係がある（126ページ）。通常、中国の中央・地方関係は「地方分権」的關係と見なされてきたが、著者は「集権でもない、分権でもない体制」と捉える。しかし、著者のロジックを正確に援用すれば、そこにおける曖昧さとは、「集権でもあり、分権でもある」ことから生まれる。つまり、中央と地方との責任分担関係が不明確で、重なり合う部分が多いことを表している。

それではこうした体制がなぜ高成長に結びつくのだろうか？そこには地方間の激しい競争があり、その結果たとえば地方における重複投資が頻繁に起こり、それが過剰投資となって経済全体の成長力を高める。またその背景としては地方幹部の「昇進競争」があつて、成長という昇進指標に促されて、彼らは必死になって成長競争を展開する。それが可能となるのは制度の緩み、つまりわれわれのいう非制度的領域が広く存在するためであり、いかなる手段を取っても地方が成長を競い合うことになる。このことが経済全体に歪みとともにすさまじいダイナミ

ズムを生み出す。これはある意味で中央の調整能力が欠如しているか弱いことを示しているが、とはいえ制度化された分権ではないから、いくらかでも「集権的」に中央は関与し、干与できることになる。磯部が指摘するように、あの広東省でさえ決して中央が手出しのできないような「独立王国」ではない。

ちなみに、著者は銭とワインガストの「市場保全型連邦制」の議論を紹介しているが(129ページ)、これは「政府間での明確な権限の階層構造が存在するため、権限の範囲を明確に定義された各レベルの政府が存在すること」を条件としており、権限が不明確な「曖昧な制度」とは全く正反対な制度であることに注意しておこう。著者は明示的に述べていないが、中国に見られるのはそうした「連邦制」ではなく、「市場保全型曖昧な(疑似)連邦制」と呼ぶべきものである。

10. こうした曖昧さを含んだ制度が、強みとともに多くの弱みや問題点を抱えていることに著者は十分注意を払っている(221-222ページ)。すなわち、(1)国有と民営が併存する中で、民営企業に対する不利な競争条件や圧迫が加えられがちであるし、(2)地方政府間の巨大で、かつ重複した投資もたらす無駄、中央政府の引き締め政策に反したバブル経済の発生、環境破壊、(3)官僚・党支配層の既得権化がもたらす腐敗の蔓延や深刻化、などである。かくして、曖昧な制度は「諸刃の剣のような存在」(222ページ)となっている。

ここから2つの相異なる含意が導かれる。1つは、弱みがある以上この制度は本質的に「過渡的」である。そしてもう1つは、他方強みがあるだけにこの制度が持つ長期的性格、つまりこの制度は容易に消えてなくなならない、そうした性格を持っている。

11. この制度が過渡的なものであることは、中国が「中所得国の罌」から抜け出すために、従来の発展モデルを転換する必要がある点からも明らかである(218ページ)。しかし、それ以前に中国の請負制そのものの持つ一時的、ある

いは過渡的性格からこの制度の限界が明らかなのではなからうか。

いま、不確実性が軽減された改革開放後の中国でなぜ請負制が復活し、多用されるようになったかについて考えてみよう。著者の見方はこうである。改革開放後、(経済発展と体制移行という)「二重の移行」を推し進める過程で不確実性が高まるが、その不確実性を軽減するために請負制が利用された(79ページ)。このように、リスクを分散させる目的で請負制が復活したという側面があることも否定しないが、われわれは、むしろ制度化が発達していない状況の下で、取引費用を軽減するために用いられたのではないかと考える。たとえば農村における戸別請負制は、農家に対するインセンティブの供与という側面と、集団農業に伴う組織費用を軽減する側面の両面があった。たとえば誰もやりたがらない生産隊長という基層幹部の選出、自分の収入に直結する労働点数とその評価を巡る生産隊内の繰り返される不満やいざござ、それに集団全体による収量や土地面積の上級機関に対するごまかしといった「組織費用」は、戸別請負制という個人農業制度の下では全てなくなったことに注意しよう(中兼1992)。

それではなぜ請負制は他の制度に取って代わられたのだろうか?これこそ中国の請負制の持つ一時的、あるいは過渡的性格のためではないか、とわれわれは見ている。農業の戸別請負制は確かに存続しているが(とはいえ、農業税の廃止、食糧の市場化など農業を取り巻く環境は1990年代以降大きく変化してきたので、実質上個人農化は進んできた)、財政請負制は1994年の分税制導入という税制改革の結果廃止され、国有企業の請負制も1992年から本格化する法人化や株式化とともに無くなってしまった。これは制度化が曲がりなりに進展し、請負制による弊害、たとえば中央財政の地盤沈下や企業による短期的投資行動などを抑制できるようになったからではないか。

12. このようにしてみると、曖昧な請負制は図4の腐敗と同じく、経済発展とともにある種

の逆U字型経路を進むように思われる。すなわち、ある段階まではそうした請負制はその効果が費用を上回り、重用・多用されるが、ある段階を過ぎるとその関係が逆になり、強みよりも弱みの方が目立ってくる、そうした性格を有しているのかも知れない。そのことと著者の中国経済体制のこれからの展望とをミックスさせると、次のようにいうことができそうである。すなわち、曖昧な制度はある段階までその効果を発揮するが、制度化が進み、曖昧な請負制のメリットが相対的に小さくなってくると、次第に「明確な請負制度」に代替されるようになる。さらに進むと、請負制よりも定額制や直接契約が次第に主流になってくる。

とはいえ、請負制自体は決してなくなりはない。日本でも建設業界をはじめとして請負制は経済制度の一部として資本主義体制の中に組み込まれている。それは、ある意味で分業の利益が請負制にあるからに他ならない。たとえばある小売商Aが生産者Xから直接生産物xを仕入れることはあるが、仲買商Bにxの仕入れを委託することが探索費用の節約にもなるし、十分合理的な場合がある。その仲買商Bがxの仕入れを別の仲買商Cに委託することもありうる（これを孫請けという）。こうした請負・委託の連鎖は決して伝統中国の「包」制だけに特有なものでもなかった。違いがあるとすれば、請負の量（どれだけ多用されたか、どれほどの連鎖があったのか）と質（契約における曖昧さの程度）においてであろう。

13. こうして著者のロジックを、そこに含まれている含意までも含めて延長し、拡大していくと、中国の経済制度に見られる「曖昧さ」は体制（システム）の制度化とともに次第に弱まっていくことになりそうである。それは皮肉にも著者の否定する「近代化論」にますます歩み寄ることを意味している。確かに著者は曖昧な制度の優位性はこれからも残っていくだろうと展望する。しかし、他面この制度の持つ危うさも指摘するのを忘れていない。こうなると、所詮程度問題ではないか、という批判も出てこ

よう。

本書には先述した「政治的独裁制と市場経済発展のパラドックス」（3. 参照）については触れられていない。しかし著者の「曖昧な制度」という便利な概念的ツールを使えば次のように言えるかも知れない。すなわち、中国の独裁制は「曖昧な独裁制」であり、スターリンが秘密警察を使って政敵を次々と、かつ大量に粛清したような「厳格な」独裁制ではない。実際、劉少奇は文革中に命を落としてしまったが、鄧小平は生き残り、多くの打倒された幹部も文革が終了するとともに復活してきた。現在においても、確かに自由と民主主義は制度的に保証されていないが、かなり柔軟に中国はその解釈を変えてきている、と。かくして政治的独裁と経済的自由とは共存できることになる。

しかし、こうしたパラドックスも経済発展とともに次第になくなっていくか、ないしは小さくなっていくに違いない。それは、大局的に見れば、経済的自由は政治的自由と無関係ではなく、より多くの経済的自由を生み出すには政治的独裁は不都合だからである。無論、そのことは中国において共産党一党独裁体制が遠からず消滅し、真の意味での民主化が達成されることを意味しはしない。しかし、その体制がいつかは次第に変質してくるものと予想される。

14. 社会現象や歴史的現象にはすべからく一般性・共通性と個別性・特殊性があり、そのどちらを強調するかにより、そうした現象の見方は全く異なってくる。たとえば中国人と日本人を比べたとき、人間であること、アジア人であることに両者は共通しているが、言語や思想において特殊性が見られるし、思想や行動様式においても共通性と個別性の両方を両者は有している。両者は似ているといえれば似ているし、似ていないといえれば似ていないというのが無難な答えだろう。そもそも社会現象や歴史的現象に一般性や共通性がないなら、社会「科学」は成立しえない。科学とは一般性や共通性を求めるものであり、そこから法則や命題が仮説として導かれる。歴史は個別性であり、中国はそうし

た個別性の塊だというのなら、中国に対して社会科学的分析はできない¹⁰。

中国の経済体制がこれからどういう方向に進むのか、という問いに対しても同じようなことがいえる。著者は「中国の目指す目標モデルが先進資本主義国の経済システム」（252ページ）であろうが¹¹、ただし「曖昧な制度」の優位性を残した「制度化の進展」（254ページ）を見せるだろうと予測する。ということは、一般性は近代化モデル、個別性が曖昧な制度の組み合わせということになるだろうか。「曖昧な制度化」というのは上述したわれわれのロジックからいえば些か形容矛盾のような気がするが、ここでいう曖昧さを「自由度」に置き換えれば、曖昧さと制度化の組み合わせは至極自然なことである。組織論でよくいわれる「スラック」は、組織を円滑に動かすための「潤滑油」でもある。

全ての経済体制が基本的に「資本主義体制」として収斂するだろう、というのがわれわれの基本的認識、あるいは仮説である。その体制は多様性を持ったものであり、日本の資本主義が英米のそれとは異なるし、将来いずれ全く同一なものになるとも思えない。同じように、中国の資本主義は中国の特殊性を孕んだものであって、それが英米モデルとも、あるいは日本モデルとも違って何ら不思議ではない。しかし、どのような特殊性があらうとも、市場と私有制を基本とする資本主義「ファミリー」の一員で

あることに変わりはない。もちろん、この体制が最高、究極のものだということではない。さまざまな欠陥や矛盾を抱えているのは確かであるが、多くの人々の顕在的、潜在的欲求や本性を所与とすると、これに代替する経済体制は考えられない。何よりもこの体制の強みと強靱さは、人類の長い歴史と数多くの国々・地域で実験を重ねて形成されてきたことであり、社会主義計画体制のような人工物ではないことである¹²。それは政治システムとしての民主主義とも似ている。つまり、見様によっては最悪かも知れない。しかし最悪の経済体制の中では最良の体制（the best of the worst）であり、しかもさまざまなヴァリエーションを持った多様なシステムである。

14. 最後に著者のいう「日本が中国から学ぶべきもの」について、やや批判的コメントを加えておきたい。

著者は「近代化論」を否定したいがためだろうか、日本が先進、中国が後進といった中国蔑視感を批判し、日本経済が現代中国の経済体制から学ぶべきことは決して少なくないと主張する。たとえば、「公共領域と私的領域を明確に区別する西欧流の二項対立の思考法に対して、公でもなく私でもない『第三領域』を設定する中国流の思考法」（264ページ）は、われわれも学ぶべきではないかという。上記6.でも指摘したとおり、著者のいう「第三領域」とは「公でもなく私でもない」のではなく、「公でもあり私でもある」のが特徴なのだが、その点は触れないでおく。「公でもなく私でもない」という意味での領域、具体的には「近代化によって失

10 中国史が専門の歴史家岡本隆司は、現実の中国経済には西洋起源の経済学だけでは解けない部分があり、それを解き明かすことに中国経済を理解する鍵があるという（岡本2013、2ページ）。そのことは間違いではないが、経済学的視角からの経済史が「定量化可能な」時代に対してだけ適用できるという岡本の指摘（同4ページ）は、あまりにも経済学を狭く解釈しているといわなければならない。有名なヒックスの『経済史の理論』は、決して近代だけ、あるいは定量化できるデータの得られる時代だけを対象としたものではない。

11 このことの含意として、中国の目指す究極的な政治モデルは「（曖昧さを残した）民主主義体制」ということになる。

12 体制としての社会主義が人々のある種の欲求に根差したものであることは確かである。岩田が指摘したように、資本主義（市場）はフランス革命の理想である自由を、社会主義（計画）は平等を典型的な形で具体化した（岩田1983）。しかし、政治や経済を含む社会全体を包括する体制として資本主義は（紆余曲折しながら）自然に出来上がってきたのに対して、社会主義は権力を握った一部の革命家たちが自らの理想を実現しようとして、上から導入したものである。

われた地域コミュニティ」や「非政府組織」などは、現代中国という曖昧な体制下で作られ出されたというよりも、近代化の過程で西欧や日本で見直され、あるいは賞揚され、あるいは作られてきたのではなからうか。事実、中国における非政府組織（NGO）は全て政府によって統制されるか、監視されている。第3図に即して言えば、政府が、あるいは党が、制度的、非制度的手段を使ってコミュニティやNGOを侵食している。事実、NGOは公共領域に「曖昧な形で」組み込まれてしまっているのが実情である。また伝統的にあった「村コミュニティ」を集団化によって解体し、公共領域に組み入れてしまったのも中国だった。現在「社区」と称せられるコミュニティが復活してきたが、それも政府・党という公共領域の補助としての意味しか持っていない以上、果たして日本が学ぶべき制度なのか、疑問がある¹³。

もちろん、日本のシステムが全て中国のものより優れているというつもりはない。たとえば、国立大学の法人化は（いいか悪いかは別にして）中国の方がはるかに先に進んでいる。日本で国立大学がビジネスを行えるようになったのはつい最近のことであり、その面では中国の大学よりも制度的に遅れている。しかし、この制度は何も中国独自の発明というわけではない。また「細かな規則や制度で中央政府に縛られ、自由度がほとんどない日本の地方自治体のあり方」に対して、「地方分権制」ともいわれる中国の経験は一定程度参考になろう（265ページ）。実際、日本では繰り返し「地域主権」、「中央から地方へ」ということが唱えられてきた。「道州制」は以前からも言われてきたのにもかかわらず、依然として実現できていない。しかし、地方分権制ということに関していえば、日本は中国よりもアメリカやヨーロッパに学ぶべきだとも言え

そうである。そこには制度的に保証された地方分権制が存在している。欧米の経験の方が、制度化された分権制という意味で日本にとって参考価値が大きいように思われる¹⁴。

著者も同意するように「曖昧な制度」が過渡的性格のものだとするのなら、日本にとってそこから学ぶべき点はそれほど多くはなさそうに見える。確かに中国は制度の曖昧さ、言い換えれば緩みを「結果的に」うまく利用することによって凄まじい競争が出現し、無数の個人企業家が誕生してきた。それが中国の高成長を生み出した最大の要因ともいえる¹⁵。しかし日本は制度を緩めることによって経済のダイナミズムを生み出すのではなく、全く逆方向から、つまり個人企業家が自由に輩出できる新しい制度を作ることによって、あるいは適切に現在の制度と政策を組み合わせることによって、そうした活力を作り出していかなければならない。

さらに、日本の企業は稟議制やボトムアップ型の制度を取るために意思決定が遅く、激しい変化についていけないとこれまで批判されてきた。著者は中国の地方政府の「一把手（トップ）」体制が地域発展に貢献してきたと高く評価する（265ページ）。しかし、企業にもある「一把手」（党書記）体制が日本企業の学ぶべき成功例になるかといえば、決してそうではない。トップダウンと「一把手」体制とは決して同じではない。中国（国有）企業のトップは党から任免され、株主によって選任されるCEOとは

13 中国の「社区」の性格とその限界については、李（2012）が優れた解説を行っている。そこでは上述した毛里や黄の第三領域論についても言及されている。

14 土地制度に関して著者は指摘していないが、日本のように私的土地所有があまりにも強いと総合的、また長期的に見て有効な開発政策が実行できない。それに対して中国は土地が「曖昧な」集団所有であるか、国有であるために、きわめて迅速に開発を実行できる優位性を持っている。しかし、その反面、国家による「土地収用」のために多くの農民の権利が著しく侵害されていることも忘れてはなるまい。このことが物語っているように、中国では「公」があまりにも強く、「私」があまりにも弱すぎるのが問題である。

15 この点に関しては九川（2013）が参考になる。

異なる。むしろ将来、中国の企業が欧米のようなガバナンス体制ではない、あるいは日本のようなボトムアップ型の制度でもない、新しい独自の企業制度を生み出したとき、はじめて日本企業は中国企業に学ぶことになるのではなかろうか¹⁶。もっとも、こういうと著者から「お前は素朴な近代化論者だ」と笑われそうであるが。

15. こうした批判はあるにせよ、本書と本書の中で著者が提出した概念と仮説は、現代中国のパズルを解く1つの重要な手がかりを与えてくれていること、これだけは確かである。著者自らが一般の読者とともに本書を「編曲」して、よりパワフルな仮説とさらに一貫したロジックを展開し、一層洗練された楽曲に仕上げてくれることを期待してやまない。

参考文献

【日本語文献】

- アセモゲル, ダロン・ジェイムズ ロビンソン (2013)『国家はなぜ衰退するのか——権力・繁栄・貧困の起源』(鬼澤忍訳) 早川書房。
磯部靖 (2008)『現代中国の中央・地方関係——広東省における地方分権と省指導者』慶応義塾大学出版会。
岩田昌征 (1983)『現代社会主義の新地平：市場・計画・協議のシステム』日本評論社。
岡本隆司編 (2013)『中国経済史』名古屋大学出版会
中兼和津次 (1992)『中国経済論——農工関係の政治経済学』東京大学出版会。
中兼和津次 (2010)『体制移行の政治経済学——社会主義国はなぜ資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会。
速水佑次郎 (1995)『開発経済学——諸国民の貧

困と富』創文社。

- 丸川知雄 (2013)『チャイニーズ・ドリーム：大衆資本主義が世界を変える』筑摩書房。
毛里和子 (2000)「序章 中国の構造変動と体制変容をめぐって」(毛里和子編『現代中国の構造変動 I 大国中国への視座』東京大学出版会。
李曉東 (2012)「公共性から考える中国の『社区』の『自治』」(島根県立大学)『総合政策論叢』第23号, 123-138ページ。
林毅夫・蔡昉・李周 (1999)『中国の国有企業改革——市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築』(李粹蓉訳) 日本評論社。

【中国語文献】

- 呉一平・芮萌 (2013)「制度差異, 地区腐敗与收入不平等」『经济社会体制比較』第2期, 165-178頁。

【英語文献】

- Ahmad, Eatza, Muhammad Ullah and Muhammad Arfeen (2012), "Does Corruption Affect Economic Growth?", *Latin American Journal of Economics* Vol.40, pp.277-305.
Allen, Franklin, Jun Qian, and Meijun Qian (2005), "Law, Finance, and Economic Growth in China", *Journal of Financial Economics* Vol.77, pp.57-116.
Hayami, Yujiro and Masao Kikuchi (1981), *Asian Village Economy at the Crossroads: An Economic Analysis to Institutional Change*, University of Tokyo Press.
Wedeman, Andrew (2012), *Double Paradox: Rapid Growth and Rising Corruption in China*, Cornell University Press.
Whyte, Martin King (2010), *Myth of the Social Volcano: Perceptions of Inequality and Distributive Injustice in Contemporary China*, Stanford University Press.
Weitzman, Martin and Chenggang Xu (1994), "Chinese Township-Village Enterprises as Vaguely Defined Cooperatives", *Journal of Comparative Economics*, Vol.18, Issue.2, pp.121-145.

(なかがね かつじ・東京大学名誉教授)

16 数年前、台北のあるシンポジウムに出席したさい、MITのYasheng Huang(黄亜生)と議論する機会があった。そのとき、ハイアールをはじめとする中国の企業について話題になり、彼は「中国の企業は、たとえばトヨタ・カンバン方式のような独自の企業管理システムを何ら生み出していないではないか、どこに新しい企業管理モデルがあるのか」と厳しく批判していた。「日本の経営システム」はよく聞かすが、「中国の経営システム」なるものはあるのだろうか？